

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

河内町（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション（以下「乙」という。）は、河内町内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律223号）に定める災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）の提供に関して、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災害対策施設の設営、応急対策及び復旧業務を実施するにあたり必要な資機材を迅速かつ円滑に提供するために必要な事項を定め、もって迅速な災害復旧を行うことを目的とする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において、資機材を必要とする時は、乙に対し、乙の保有するまたは、調達できる資機材について優先的な提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙第1号様式をもって行う。ただし、緊急を要する際は、口頭または電話等により要請し、事後すみやかに文章を提出する。

3 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた時は、提供の可否、提供予定日、乙の構成会員のうち提供を予定する会員等の情報を甲に別紙様式第2号様式をもって報告する。

4 乙は、第2項の規定により、甲から要請を受けた時は、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に提供するものとする。

（資機材の種類）

第3条 甲が、乙に要請する資機材は、次に掲げるものとする。

(1) 別表で掲げる資機材

(2) その他乙の調達できる範囲内で甲が指定する資機材

（資機材の引渡し）

第4条 資機材の搬入または設置場所は、甲は指定する場所（ただし、通常の運搬方法で運搬可能な場所）とし、甲または甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙または乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙（または乙が指定する者）が自ら運搬することができない場合は、甲（または甲が指定する者）が定める輸送手段により運搬するものとする。

（保管）

第5条 甲は、乙より資機材の提供を受けたときは、善良な管理者の注意をもって保管する。

（費用の負担）

第6条 甲が乙より提供を受けた資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲

が負担する。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第7条 提供を受けた資機材について損害が生じた場合は、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第8条 この協定に基づいて乙の業務に従事した者が、本業務において負傷し、または疾病にかかり、もしくは死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（資料交換）

第9条 甲は、防災に関する情報について、適宜乙に通知する。

2 乙は、この協定により協力できる資機材について、提供可能品目及び数量等の状況について、毎年3月末までに甲に通知するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲または乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、この協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年3月9日

甲 茨城県稲敷郡河内町源清田1183

河内町長 野澤 良治



乙 東京都品川区北品川5丁目1番18号
一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション

代表理事 中塚 克敏

